

# 44 日本産酒類の輸出促進に向けた国税庁の主な取組

1. ブランド化の推進
  - 地理的表示の指定(日本酒、焼酎、ワイン、梅酒に係る14の表示)
  - 日本ワインの表示ルールの施行【2018年10月】
  - 日本酒の海外向け「標準的裏ラベル」の公表【2019年8月】
  - 日本酒のブランド戦略検討会【2019年9月～】
  - ブランド化に係るモデル事例構築支援及び補助金による支援
2. 酒蔵ツーリズムの推進
  - 酒税免税制度の導入【2017年10月】
  - 清酒製造体験特区の導入【2020年1月】
  - 酒蔵ツーリズムに係るモデル事例構築支援及び補助金による支援
3. 販路開拓支援
  - 海外の大規模展示会への出展支援
  - 海外バイヤーの招聘(国内商談会の実施)
  - 日本産酒類輸出促進コンソーシアム【2020年7月～】
4. 国際的プロモーション
  - 国際的な機会の活用(G20大阪サミット等)
  - ジャパンハウス等におけるプロモーション
  - 海外の酒類専門家の招聘(酒蔵視察、レクチャー)

5. 輸出拡大に向けた制度改正等
  - 輸出用清酒に係る製造免許の特例制度の導入【2021年4月】
  - 輸出証明書発行手続の迅速化【2019年9月】
  - 輸出明細書の提出不要【2020年4月】
6. 国際交渉
  - 日EU・EPA【2019年2月発効】
    - ・関税の即時撤廃
    - ・日本ワインの輸入規制の撤廃
    - ・地理的表示の相互保護
    - ・単式蒸留焼酎の容量規制の緩和(四合瓶、一升瓶)
  - 日米貿易協定【2020年1月発効】
    - ・ワイン・蒸留酒の容量規制の緩和の検討
    - ・地理的表示の保護
    - ・ラベル承認手続の簡素化
    - ・焼酎の取扱いのレビュー
 ※蒸留酒の容量規制については2020年12月に緩和
  - 日英EPA【2021年1月発効】
    - ・日EU・EPAの内容の維持に加え、単式蒸留焼酎の容量規制の更なる緩和(五合瓶)
  - RCEP(地域的な包括的経済連携)【2020年11月署名】
    - ・中国・韓国から関税の段階的撤廃を獲得
  - 台湾の清酒関税の引下げ(40%→20%)【2019年7月】
  - 原発事故による輸入規制の撤廃

## 今後の重点的取組

- ★ ブランド化、酒蔵ツーリズムの推進: 酒類事業者の主体的取組を支援、地理的表示の指定・活用促進、技術支援(テロワール、熟成等)
- ★ 販路開拓支援: 海外新規取扱事業者の開拓(海外小売大手へのアプローチ)、国内輸出商社・卸と酒類製造業者のマッチング
- ★ 国際交渉: 関税や輸入規制の撤廃、地理的表示の相互保護
- ★ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づいた取組の強化 ★ 日本酒・焼酎等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組